



国連気候変動枠組条約 締約国会議第8回会合の 概要：2002年10月23日 - 11月1日

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の第8回締約国会議(COP-8)、ならびにCOPの実施のための補助機関(SBI)および科学的・技術的助言のための補助機関(SBSTA)の第17回セッションが、2002年10月23日から11月1日まで、インド、ニューデリの Vigyan Bhawan Conference Centre で開催された。167の締約国、3つのオブザーバー国、213の政府間組織、非政府組織、そしてオブザーバー団体、さらに222のマスコミ関係団体から、4300名を超える出席者が参加した。この会議は、京都議定書の運用上の詳細に関する3年間の交渉を終えて、ボン合意に対するマラケシュ合意書が採択された2001年11月以後、最初に開かれるCOPであった。この会議は、マラケシュ合意の実施とUNFCCCの問題に焦点を当てる、新しい交渉段階を示すものであった。

締約国は、ブエノスアイレス行動計画の下での交渉が迫っていることから、これまで議題から外されてきたいくつかの問題について、決議書ならびに結論書を採択するべく、この会期中を通して、交渉グループや非公式折衝ならびにSBI、SBSTA、COPのプレナリーセッションでの会議を行った。締約国は、非附属書I国別報告書のためのガイドライン改訂、資金メカニズムに関するいくつかの問題、政策措置での「グッドプラクティス」、研究および組織的な観測、関連国際機関との協力、手法上の問題、その他に関する決議書や結論書を取り上げ、採択した。10月30-31日、水曜日と木曜日、「今あるものを数えて(Taking Stock)」、「気候変動と持続可能な開発」、そして「まとめ」を議論するため、3回の閣僚級ハイレベルラウンドテーブル会議が開かれた。最終日、締約国は、気候変動と持続可能な開発に関するデリ宣言を採択した。

COP-8でも、いつもどおり、多くの問題で先進国と開発途上国の立場上の違いが、明白に示された。先進国/開発途上国の二分化が崩れて非附属書I諸国内でのさまざまな利害が出てくることを、多くの国が望んでいた。そうなれば、附属書I諸国に決められている立場ののっとり、約束範囲拡大の議論を開始しようというデリ宣言の採択が、容易になっていたことだろう。しかし、そのような宣言書に賛成する非附属書I諸国の声は、適応に焦点を当てる宣言書を支持する強力な開発途上国からの呼びかけにかき消されてしまった。デリ宣

言は、開発途上国にとり開発と貧困撲滅が他に勝る高い優先度をもつと再認識し、締約国の共通するが異なる責任、開発優先性、状況に応じたUNFCCC約束の実施を再確認するものである。この宣言書は、約束範囲拡大に関する議論を呼びかけてはいない。

UNFCCCと京都議定書の経過概要

気候変動は、世界の環境に最も深刻な脅威を与えるものの一つであると考えられており、人間の健康、食料の安全保障、経済活動、水、その他の天然資源や物理的な構造基盤に負の影響を与えることが予想される。地球の気候は、自然変動もするが、地球大気への人為的な温室効果ガス排出の濃度上昇が、気候の変化に結びつくという点で、科学者たちの意見が一致している。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)によると、気候変動の影響は、すでに観測されている。多少は不確実性も残っているが、科学者の大多数は、速やかな予防的行動が必要であると考えている。

気候変動に対する国際政治の対応は、1992年に採択された国連気候変動枠組条約(UNFCCC)から始まっており、このUNFCCCでは、気候システムへの「危険な干渉」を回避するため、温室効果ガスの大気濃度安定化を目指す行動枠組が策定されている。制限される温室効果ガスには、メタン、亜酸化窒素、そして特に二酸化炭素が含まれる。UNFCCCは、1994年3月21日に発効した。現在同条約には、187の締約国がある。

京都議定書:1995年、第一回締約国会議(COP-1)では、ベルリンマンデートに関するアドホックグループが結成され、気候変動と戦う努力の強化に向けた合意の達成が課題として与えられた。厳しい交渉の後、1997年12月、日本の京都でのCOP-3にいたって、先進国と市場経済移行国が排出削減の数量目標を約束する、UNFCCCへの議定書で、合意がなされた。UNFCCCの下では附属書I締約国と呼ばれるこれらの諸国は、2008年から2012年まで(第一約束期間中)に、各国固有の目標を持って、6つの温室効果ガスの排出量を全体で1990年水準から少なくとも5%削減することとなった。また、この議定書は、附属書I締約国がそれぞれの国内目標を費用効果の良い形で達成するのを助けるため、排出量取引システム、附属書I締約国間の排出削減プロジェクト共同実施(JI)、非附属書I(開発途上国)締約国でのプロジェクトを奨励するクリーンな開発メカニズム(CDM)という、3つのメカニズムを設定した。

これらの排出削減をどうやって達成し、また各国の努力をどう計測し評価するかを定める規則や運用上の詳細の大半は、その後の会議での決定に持ち越された。議定書の発効には、1990年の二酸化炭素総排出量の少なくとも55%分を代表する附属書I締約国を含めた、UNFCCC締約国55カ国以上による批准が必要である。現在までに、96の締約国が議定書を批准しており、これには二酸化炭素総排出量にして37.4%を代表する26の附属書I締約国が含まれている。

ブエノスアイレス行動計画:1998年11月、アルゼンチンのブエノスアイレスで開催されたCOP-4で、締約国は、議定書の運用上の詳細に関し合意するためのスケジュール、ならびにUNFCCCの実施強化のためのスケジュールを、設定した。ブエノスアイレス行動計画(BAPA)として知られるこの決議書の中で、出席者は、COP-6を合意に達する最終会議とするべきだということで、合意した。解決する必要がある議定書関係の重要問題には、柔軟性メカニズム関係規則、締約国遵守評価の体制、各国の排出および排出削減量の計算方法などが、含まれる。各国に炭素吸収量分のクレジットを付加するための規則も、取り上げられた。UNFCCCの下で解決が求められる問題には、能力向上、技術開発と技術移転、気候変動の悪影響に対処する行動、または先進工業国が気候変動と戦うためにとる行動に対して、特に脆弱な開発途上国へ援助することなどが、含まれる。

COP-6 パートI:COP-6とUNFCCC補助機関の再開された第13回セッションは、2000年11月13-25日、オランダのヘーグで開催された。重要問題における各国の政治的な立場の溝は深まったままであり、妥協の意志はあまり示されなかった。交渉第2週に、COP-6議長のJan Pronk(オランダ)は、ハイレベルな非公式プレナリーセッションを召集することで、異論の出ている多くの政治問題や技術的な問題に関する交渉を容易にしようと試みた。同議長は、これらの問題を4つの「クラスター(塊)」または「ボックス」にまとめた、すなわち:(a)能力向上、技術移転、悪影響、資金メカニズム向けガイダンス;(b)メカニズム;(c)LULUCF;(d)遵守、P&Ms、そして議定書5条、7条、8条に基づく計算と報告および審査である。最後の2日間にわたる36時間近くもの集中討議を終えても、交渉担当者による合意はできず、特に資金問題やメカニズムの利用における補足性、遵守、LULUCFが、解決困難な問題であることが証明された。11月25日土曜日の午後、Pronk議長は、出席者が合意に達せなかったと発表した。締約国は、COP-6を中断することで合意し、2001年に再度会合する意志を表明した。

COP-6 パートII:2001年3月、米国政府は、議定書が米国経済に害を与えるものとし、また開発途上国に対して排出削減を免除していることから、京都議定書には「致命的な欠陥がある」と考えたと述べ、議定書を拒否した。その後、締約国は、2001年7月16-27日、ドイツのボンでの会議で、COP-6パートIIおよび補助機関第14回セッションを再開し

た。長い折衝の後、Pronk議長は、政治的決議書案での議長提案を提出した。いくつかの締約国が、この政治決議書に賛成できると発表した。遵守体制の性質をめぐる意見の対立が表面化した。数日間の折衝の後、閣僚たちは、遵守セクションを改訂した政治決議書原案を採択することで、最終的に合意した。この政治的決議書—または「ボン合意」—は、2001年7月25日、COPで正式採択された。

決議書草案では、いくつかの重要問題が承認されたが、メカニズム、遵守、LULUCFに関しては、合意に達しなかった。決議書「パッケージ」の全ての文章が完成されたわけではないことから、決議書草案は全てCOP-7に送られた。

COP-7:出席者たちは、2001年10月29日から11月10日、モロッコのマラケシュでのCOP-7と補助機関第15回セッションで会合した。主要な目標は、COP-6のパートIとIIで未解決のまま残された課題を解決することであり、それによってブエノスアイレス行動計画に則った3年間の交渉の幕を閉じることであった。ボン合意が交渉の土台となった。

長時間の二国間、多国間協議の後、11月8日木曜日朝、LULUCF、メカニズム、議定書5条、7条、8条に関するパッケージ取引と、WSSDへのインプットが提案された。このパッケージ取引は、G-77/中国やEUを含めた大半の地域グループに受け入れられたが、アンブレラグループ(オーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランド、ロシア連邦を含める附属書I締約国のゆるやかな同盟)は、この合意には加わらなかった。アンブレラグループは、メカニズムの下での有資格性要項やバンキングの可能性などで、異論を述べた。しかし、拡大交渉の後、LULUCF原則への配慮や、CDMの下での吸収から発生したユニットのバンキング制限など、重要な特徴を持つマラケシュ合意が合意された。

SB-16:締約国は、2002年6月5-14日、ボンで補助機関の第16回セッションを行った。この会議では、BAPA交渉が急がれたことため議題から外されてきた一連の問題が検討された。気候プロセスの方向性に関しては、見解に大きな違いが見られ、一部の締約国が最近の議論を振り返る一方、他の締約国は次の約束期間を見据えていた。多くの出席者が、2002年8月の持続可能な開発世界サミット(WSSD)までの議定書発効に向けた希望を表明し、EUと日本は、SB-16直前でのそれぞれの批准を発表した。いくつかの決議書草案で合意がなされ、COP-8に送られた。

WSSD:2002年8月26日から9月4日、WSSDが南アフリカのヨハネスブルグで開催された。WSSDは、UNFCCCを気候変動への対応の「カギとなる」組織であると認定し、UNFCCCの究極目標を再確認し、エネルギーなどの部門でクリーンな技術を開発することの重要性を強調する文書を採択した。またヨハネスブルグ実施計画では、まだ議定書を批准していない国による時機を得た批准にも言及している。出席者は、開発途上国や経済移行国への技術援助や資金援助の提供といった気候変動に対応する行動を認定する文

書でも合意した。

COP-8 報告

10月23日水曜日の午前中、COP-7 議長の Mohamed Elyazghi (モロッコ)が、COP-8 の開会を告げた。同議長は、マラケシュ合意に留意するよう求め、プロセスの中心が実施へと移ってきたことを指摘した。

その後、COP では、インドの環境および森林担当相である T. R. Baalu を、満場の拍手をもって COP-8 の議長に選出した。COP-8 議長の Baalu は、参加者を歓迎し、気候変動の影響がすでに実感されるようになっており、指摘した。同議長は、実施に力点をおき、適応の必要性を強調した。同議長は、気候変動と持続可能な開発に対処する共通認識ベースのデリ宣言が、COP-8 の重要な成果となるであろうと述べた。

UNFCCC 事務局長の Joke Waller-Hunter は、そのスピーチの中で、WSSD で取り上げられた貧困と環境問題との連携を、強調した。同局長は、事務局が、排出に関して権威あるデータベースを管理することになると述べ、また締約国間の情報交換を容易にするため、政策措置 (P&Ms)でも権威あるデータベースを運営することになると述べた。事務局では、185 カ国、一つの地域組織体が、UNFCCC を批准したと述べた。同代表は、アフガニスタンが、2002年9月19日、批准文書を預託したとして、これで締約国の総数が187カ国になったと、指摘した。

暫定議題書(FCCC/CP/2002/1、付1と付2)に関し、G-77/中国は、クリーンなエネルギーの輸出に関する議定書 7.4 条(登録簿)規定の割当量計算規則についてのカナダ案を排除するよう促した。カナダは、クリーンなエネルギー案が、議定書の将来的な成功のための優先項目であることを強調した。EU は、議題に議定書 2.3 条(P&Ms の悪影響)の実施に関する議論も含めるとの、サウジアラビア提案に反対した。サウジアラビアは、この問題が BAPA からの未決案件であると述べ、COP/ MOP-1 向けの決議書草案作成に焦点を当てた。議題書は、これらの問題、そして約束の妥当性に関する第2回審査の問題を、一時保留して、採択された。

Baalu 議長は、議長以外の役員選出に関して、折衝が継続されると述べた。11月1日金曜日、COP-8 議長の Baalu は、役員が選出されると述べ、その選出を満場の拍手で承認するよう、締約国に求めた。選出された役員には、SBI 議長として Daniela Stoytcheva(ブルガリア)、SBSTA 議長として Halldór Thorgeirsson(アイスランド)、ラポテア(報告者)として Gonzalo Menéndez(パナマ)が含まれる。他の役員は、ブルキナ・ファソ、チリ、ドイツ、モロッコ、カタール、ロシア連邦、ツバルからの出席者であった。

G-77/中国は、開会ステートメントの中で、附属書 I 締約国が提供する資金源の低調さに失望を表明し、これまでの行動は象徴的なものでしかなかったことを強調した。同代表は、

持続可能な開発と気候変動を結びつけることの重要性を強調し、アンブレラグループはこれを支持した。中国は、共通するが異なる責任の原則を強調した上で、気候対応の体制では、開発途上国での生活の質が向上するにつれ発生するエネルギー需要の増大を計算に入れるべきであると述べた。ジンバブエは、アフリカグループを代表し、適応プロジェクトへの支援拡大を呼びかけた。

COP は、10月23日水曜日、10月25日金曜日、そして11月1日金曜日には2回、プレナリーセッションでの会合を行った。閣僚級会合は、10月30-31日水曜日と木曜日、ラウンドテーブルで2回議論を交えた。SBSTA は、10月23日水曜日、開会セッションを開催した。また10月24日木曜日、10月25日金曜日にもセッションを行い、10月29日火曜日には最終会合を行った。SBI は、10月23日水曜日に開会した。10月24日木曜日、10月25日金曜日、10月29日火曜日深夜、10月31日木曜日にも会合し、11月1日金曜日で閉会された。本報告書は、これらの会合で議論された問題を、SBSTA、SBI、COP の議題書に基づき編集しまとめたものである。

科学的・技術的助言のための補助機関

SBSTA 議長の Halldór Thorgeirsson(アイスランド)は、10月23日水曜日午後、第17回セッションを開会した。同議長は、SBSTA 副議長が辞任したことを指摘し、GRULACからの交代者指名が期待されると述べた。また同議長は、Tatyana Osokova (ウズベキスタン)が報告者を務めるとも述べた。SBSTA は、暫定議題書(FCCC/SBSTA/2002/7)を、採択した。SBSTA は、4日間会合し、無数のコンタクトグループを設置、10月29日火曜日、その結論書と決議書草案を採択した。結論書と決議書草案は全て、11月1日金曜日での COP の採択のため、COP に送られた。

IPCC 第三次評価報告書(TAR):10月24日、EU は、温室効果ガス排出の安定化に関する手法上の問題について、議題項目を提案し、米国と G-77/中国はこれに反対した。Thorgeirsson 議長は、結論書を作成すると述べた。10月29日、締約国は、多少の修正を加えて結論書を採択した。

SBSTA **結論書**:結論書(FCCC/SBSTA/2002/ L.20)は、SBSTA の作業における TAR の影響可能性を検討し、また SBSTA-18 で TAR についてさらに検討することを、述べている。

手法上の問題-UNFCCC および議定書に基づく手法上の作業についての審査::この問題は、SBSTA で2回検討されており、また非公式折衝では何回も取り上げられた。事務局は、10月23日水曜日、開会セッションで、この新しいSBSTA 議題項目についての報告を紹介し、温室効果ガス目録、排出そして吸収による除去、P&Ms、緩和と適応技術、さらに気候変動の影響と脆弱性ならびに適応に関する5つの優先項目に焦点を当てた。EU、ノルウェー、サウジアラビア、

ニュージーランドは、SBSTA-17 以後もこの項目を取り上げることに賛成した。米国は、事務局が、業務開始での事務局権限を越えて動くことに警告を発した。

Harald Dovland(ノルウェー)が非公式折衝を行った。10月29日火曜日、同氏は、SBSTA プレナリーに決論書草案を提出した。中国は、折衝に参加することができなかつたと述べ、いくつかの大幅な修正を提案した。非公式折衝に続く会議の終了時、修正された文書での合意がなされた。

SBSTA 結論書:結論書(FCCC/SBSTA/ 2002/L.17)で、SBSTA は:

- 将来の手法上の作業に対する戦略アプローチを支持する;
- 締約国に対し、この点での意見提出を求める;
- IPCC に対し、国内温室効果ガス目録についてのガイドライン改訂を求める;
- 排出および吸収による除去の量の推定方法に関し、情報を提供するよう、事務局に要請する;
- 将来の SBSTA セッションでも本議題項目の検討を継続すると決定する。

議定書 5 条、7 条、8 条の下でのガイドライン:出席者は、10月23日水曜日、SBSTA 開会セッションで、5 条(手法上の問題)、7 条(情報の連絡)、8 条(情報の審査)に関係する問題を取り上げた。Helen Plume(ニュージーランド)と Festus Luboyera(南アフリカ)を共同議長とするコンタクトグループが会合した。このグループは、現状を把握し、非公式セッションで交渉された文章での合意を図るため、3 回の正式セッションを行った。10月29日火曜日、SBSTA プレナリーは、結論書と COP 決議書草案を採択した。

10月23日水曜日、第一回 SBSTA プレナリーで、Thorgeirsson 議長は、審査期間中での機密情報の取り扱いオプション、専門家審査チームの訓練と能力向上、各国登録簿や CDM 登録簿そして取引記録間の相互データ交換での技術基準、ならびに割当量や各国登録簿に関する報告と情報の審査を含め、取り上げるべき保留事項に焦点を当てた。EU は、主審査官の任期と、専門家の訓練において、進展があったことを歓迎した。サウジアラビアは、審査の専門家には開発途上国出身のものも含めるべきであると述べた。米国は、機密データの取り扱いオプションの重要性を強調し、目録データの透明性を推奨した。

7.4 条(登録簿)規定登録簿での技術基準に関して、Murray Ward(ニュージーランド)は、セッションとセッションの間で行われた折衝の成果について、報告した。同氏は、共通する基準枠組の必要性、技術的な専門家の参加を求める必要性、登録簿の詳細な設計における将来的な注目点について、合意されたものを紹介した。

10月23日、第一回のコンタクトグループ会合で、出席者は、メカニズム利用資格復活のための迅速な審査手続きを行うタイミングについて、議論した。EU は、技術的な問題や技術基準での不一致の防止と解決、そして文章の報告や審査に関するペーパーを回覧した。出席者は、5.2 条(調整)に規定する調整分の計算について、事例研究を行うとの提案を検討し、これを支持した。審査チームの専門家訓練に議論は移り、事務局は、試験的な訓練プログラム計画に焦点を当てた。機密データの取り扱いに関して、出席者は、予備的な意見交換を行い、この問題を SBSTA-18 に回すことを決議した。

10月29日火曜日、SBSTA プレナリーで、共同議長の Plume は、このコンタクトグループが作業を完了し、この問題での 3 年間の交渉を終了したと、報告した。Murray Ward は、7.4 条の下でのガイドラインに関する非公式折衝について報告した。結論書と決議書草案が採択された。

10月26日土曜日、このコンタクトグループは、7 条と 8 条のガイドラインでの保留部分を取り上げた。土曜日中と 10月28日月曜日、非公式な議論が継続された。月曜日夜、このコンタクトグループは、EU、G-77/中国、ニュージーランドによる編集上の変更を経て、文書全体での合意に達した。

また COP は、実証可能な進展に関し、SBSTA-16 から回された決議書草案を採択した。

SBSTA 結論書と COP 決議書草案:結論書(FCCC/SBSTA/2002/L.15)の中で、SBSTA は、特に、審査専門家の基準、その資格能力を確保する方法について、第 18 回セッションで検討することを決定し、さらに事務局に対して、目録審査での訓練を企画し、訓練プログラム案を作成し、事例研究や調整を行うよう要請している。

COP 決議書草案(FCCC/SBSTA/2002/L.15/Add.1)には、7 条、8 条に基づくガイドラインに組み入れるべき残りの部分も含まれており、これら組み入れられた部分には、次のものがある。

- 7.1 条(排出削減単位(ERUs)、認証排出削減量(CERs)、割当量単位(AAUs)、吸収単位(RMUs)に関する情報)および 7.2 条(国内登録簿)規定の補足情報の報告;
- 3.7 条と 3.8 条(ERUs, CERs, AAUs, RMUs)に基づく割当量情報の審査;
- 国内登録簿の審査
- メカニズム利用の資格回復に関する審査の促進手続

主審査官の任期に関する COP 決議書草案(FCCC/SBSTA/2002/L.15/Add.2)には、任期に関する COP/MOP-1 決議書案も含まれる。

もう一つの COP 決議書草案 (FCCC/SBSTA/2002/L.15/Add.3)には、議定書に基づく登録簿システム間のデータ交換のための技術基準が含まれる。

実証可能な進展に関する決議書 (FCCC/SBSTA/2002/L.6)は、2006年1月1日までに提出されるべき報告書について詳述し、事務局に対して、提出報告書のまとめを行うよう求めている。

温室効果ガス目録の報告ならびに審査に関するガイドライン:出席者はこの議題を、10月23日水曜日、SBSTA プレナリーで検討した。事務局は、1990年から2000年での附属書 I 締約国からの最新の温室効果ガス目録データについて報告し、40の附属書 I 締約国のうち39カ国分の温室効果ガス排出データと吸収データが入手可能となっていることを指摘した。10月29日火曜日、この結論書は最終の SBSTA プレナリーで修正なしに採択された。

SBSTA 結論書:結論書 (FCCC/SBSTA/2002/L.16)は、最新の目録データや、専門家の訓練に関する情報と、機密情報の扱いに関する各締約国の見解に注目し、SBSTA-18でこれらの問題をさらに検討すると決定している。

共同実施活動(AIJ):SBSTA は、10月24日木曜日、AIJに関する報告を検討した。事務局は、3つのアフリカでのプロジェクトを含め5つの新規 AIJ プロジェクトがあり、これでプロジェクトの総数は157になったと指摘した。Thorgeirsson 議長は、同議長が決議書草案を作成すると述べた。10月29日火曜日、SBSTA は決議書草案を承認した。

SBSTA 結論書と COP 決議書草案:結論書 (FCCC/SBSTA/2002/L.21)で、SBSTA は、第6次 AIJ 統合報告書を考察したと述べ、COP 採択に向け決議書草案を推奨した。

決議書草案 (FCCC/SBSTA/2002/L.21/Add.1) の中で SBSTA は:

- AIJ 活動が、実行しながら学習する機会を提供していることを認め;
- パイロットフェーズの継続と、統合報告書の頻度を2年に1回に変更すると決定し;
- 事務局に対して、最新の情報を SBSTA と SBI に提出するよう求め;
- 報告書は2004年6月1日までに提出されるべきであると決定する。

土地利用、土地利用の変化、森林(LULUCF) — 議定書12条(CDM)の下に新規植林と再植林を含めるための定義と規則:締約国は、SBSTA プレナリーおよび Thelma Krug (ブラジル)と Karsten Sach (ドイツ)が共同議長を務めるコンタクトグループでの3回の会議で、CDM の下での LULUCF

の該当項目を取り上げた。

10月24日木曜日、SBSTA で、国連食糧農業機関(FAO)は、森林関係の定義に関する最近のワークショップについて報告した。マレーシアは、CDM プロジェクトでの環境上の健全性確保を強調した。ブラジルは、「共通の用語」の開発を支持した。EU は、ベースラインを1989年から1999年に変更するとカナダの SBSTA-16 提案に反対し、マラケシュ合意で設定された定義への支持を強調した。コロンビアは、1989年のベースラインではプロジェクトを阻害する可能性があるとして述べた。AOSIS は、社会プロジェクト、ならびに環境プロジェクトの影響評価の必要性を強調した。

このコンタクトグループでは、10月24日木曜日、第一回会議で手続き上の問題を議論した。出席者は、技術的な問題に焦点を当てることで合意した。10月25日金曜日、このコンタクトグループは、非持続性の問題を取り上げた。G-77/中国は、非持続性を横断する原則や要素として問題に焦点を当てるよう提案した。EU は、暫定認証排出削減量(TCERs)に基づく計算システムを提案した。10月26日土曜日、このコンタクトグループの共同議長である Krug は、アディショナリティの定義を検討するよう締約国に求めた。G-77/中国は、アディショナリティに関する EU 提案を支持し、アディショナリティはプロジェクト別ベースで検討されるべきであると述べた。EU は、「真の」アディショナリティの重要性を強調した。カナダはノルウェーとともに、アディショナリティの現在の定義を守ることを支持した。リーケッジに関して EU は、置き換えられた活動によってリーケッジを計測することへの懸念を表明した。G-77/中国は、リーケッジにはプラスとマイナスの両方の影響があることを指摘した。

10月28日月曜日、このコンタクトグループは、社会経済的な影響と環境上の影響に関する議論を続けた。スイスは、生物多様性への懸念に焦点を当てた。ニュージーランドは、他のタイプの CDM 活動からの置き換えに注意するよう求めた。ツバルは、社会経済的そして環境上のプロジェクト基準についてチェックリスト作成を提案した。いくつかの締約国は、受入国がそのような基準を定義するべきであることを強調した。不確実性に関して、カナダ、EU、ウルグアイは、マラケシュ合意を支持した。ウルグアイは、不確実性をリスクから切り離す必要性を指摘した。

クレジットの付与とプロジェクトの寿命に関して、EU は、長期的なクレジット付与を論じ、いくつかの締約国がこれを支持した。コロンビア、パラグアイ、チリは、プロジェクトを事例ごとに考えるべきであると述べた。ツバルは、第一約束期間を超えるプロジェクトへのクレジット付与の問題を指摘した。ブラジルは、クレジットを20年間までに制限することを主張した。コロンビアは、ウルグアイ、ボリビア、チリとともに、小規模な吸収プロジェクトを呼びかけた。このグループは、決議書草案を SBSTA に送り、同草案は、10月29日火曜日、採択された。

SBSTA 結論書:結論書(FCCC/SBSTA/2002/L.22)は、事務局が作成する CDM の下での吸収に関するオプションペーパーと、2003年2月に開催されるワークショップに特に注目する。

ブラジル提案の科学のおよび手法上の側面:締約国の歴史的な排出が気温上昇に与えた影響によって、各締約国の排出削減目標に差をつけるとのブラジル提案は、SBSTA および Murray Ward (ニュージーランド)と Gylvan Meira Filho (ブラジル)が進行役を務める何回かの非公式折衝で取り上げられた。10月24日木曜日、事務局は、英国の Bracknell で開催された最近の専門家会合(9月25-27日)に焦点を当てた。ブラジルは、この問題での権限を再度 SBSTA に与えるよう提案し、サウジアラビアはこれに反対したが、メキシコとEUはこれを支持した。米国、カナダ、オーストラリアは、気候変動に対する寄与分についての厳密な研究が欠けていることに懸念を表明した。10月29日火曜日、Ward 進行役は、非公式折衝での成果について SBSTA に報告し、続いて SBSTA は、その結論書を採用した。

SBSTA 結論書:結論書(FCCC/SBSTA/2002/L.24)の中で、SBSTA は、仲間内審査と合致する基準での作業を引き続き支援することで合意し、IPCC を含めた科学界に対して、提案に関する将来作業に参加し、情報を共有するよう求め、SBSTA-23 で作業の審査を行うと決めている。

UNFCCC4.6条に関するクロアチアの特種事情:10月23日水曜日、クロアチアは、4.6条(経済移行国の特種事情)に基づき、同国の排出推定量に関する新しい基本年について、新技術ペーパーを提出した。ユーゴスラビアは、クロアチアの提案を支持できないと述べたが、EU はこれに反対した。Thorgeirsson 議長は、Jim Penman(英国)に対し、非公式のコンタクトグループを召集するよう求めた。10月29日火曜日、最後のSBSTA プレナリーで Penman 議長はその成果について報告した。

SBSTA 結論書:SBSTA は、クロアチアがその基本年を推定するために用いた方法が、IPCC のグッドプラクティスガイダンスとも、また UNFCCC 報告作成ガイドラインとも一致するものではないと指摘した上で、これらの結論書(FCCC/SBSTA/2002/L.14)を採用し、SBI に送ることで合意した。

技術開発と技術移転:この問題は、10月23日水曜日、SBSTA プレナリーの冒頭で、そしてこの週いっぱいに行われた Terry Carrington (英国)と Philip Gwage (ウガンダ)を進行役とする非公式折衝で、取り上げられた。10月23日水曜日、SBSTA 議長の Thorgeirsson は、技術移転に関する専門家グループ(EGTT)の年次進展報告書と、決議書4/CP.7(技術移転)に基づく活動実施に関する報告書に、焦点を当てた。SBSTA は、William Bonsu(ガーナ)と Richard Bradley(米国)をそれぞれ EGTT の議長および副議長として選出した。G-77/中国は、開発途上国向けの技術移転が効果的でなかったことを示唆して、緩和と適応の両方での追加

援助を要請した。インドは、資源へのアクセス、組織能力向上、そしてビジネス界の参加を考慮することを支持した。10月29日火曜日、SBSTA プレナリーで出席者は結論書を採用し、COP-8 決議書案を承認した。

SBSTA 結論書と COP 決議書草案:SBSTA 結論書(FCCC/SBSTA/2002/L.29)は、開発途上締約国への支援を提供し続けるよう特に先進締約国に要請し、技術移転に関するいくつかのイニシアティブを指摘し、さらに事務局に対しては、技術ペーパーを作成して、技術移転が可能な環境づくりに関するワークショップを企画するよう求めている。

COP 決議書草案(FCCC/SBSTA/2002/L.29/Add.1)は、技術移転や能力向上に関する問題を含めた専門家グループ作業プログラム中のクロスカッティングイシューについて、専門家グループ間での折衝を行い、協調を確保するよう SBSTA 議長に要請し、SBSTA-19 で、EGTT 作業プログラムでの技術的なニーズ評価の結果を考慮するため、革新的な方法を検討するよう、呼びかけている。

成層圏オゾン層を守るための努力と、地球気候システム保護のための努力の関係—ハイドロフルオロカーボンおよびパーフルオロカーボンに関する問題:出席者は、この問題を SBSTA で2回取り上げている。10月24日木曜日、IPCC とモントリオール議定書の技術・経済評価パネル(TEAP)は、オゾン破壊物質の代替物質に関する問題で締約国を支援する手法や技術に関し特別報告書を作成することについて報告した。多くの締約国が、COP-11 までに一つの統合された報告書を完成させることを支持した。オーストラリアは、将来的な作業が政策的に中立のものとするべきで、処方的なものであってはならないことを強調した。Richard Bradley (米国)は、SBSTA 結論書案と COP 決議書案についての折衝を行った。10月29日火曜日、Bradley は、SBSTA に報告を持ち帰った。SBSTA は、結論書を採用し、決議書草案を COP へ送ることで合意した。COP は、11月1日金曜日、決議書を採用した。

SBSTA 結論書と COP 決議書草案:SBSTA 結論書(FCCC/SBSTA/2002/L.19)は、IPCC と TEAP の対応が、バランスのとれた科学技術情報を提供するための規則や実行可能性、資源上の意味合い、そして時期について、十分考慮していると、指摘している。

COP の決議書草案(FCCC/SBSTA/2002/L.19/Add.1)は、事務局に対して、IPCC およびモントリオール議定書の締約国会議がこの決議書に注目するように図るよう要請し、IPCC と TEAP による承認を受けたところで、「関連国際機関との協力」という議題項目での検討を行うと決定している。

附属書 I 締約国での政策措置(P&Ms)における「グッドプラクティス」:10月24日木曜日、Thorgeirsson 議長は、セッションとセッションの間での協議について報告し、将来のステップには、情報交換でのウェブベースの手法や、P&Ms の自

己評価作成・共有についてのさらなる作業を含めるべきであるとの合意を指摘した。Peer Stiansen (ノルウェー)と Suk-Hoon Woo (韓国)が共同議長を務めるコンタクトグループは、同日の午後、会合した。いくつかの開発途上締約国は、非附属書IのP&Msに関する自主参加方式での情報交換に異議を唱え、悪影響について現在利用可能な情報がないことへの懸念を表明した。締約国は、評価手法についてさらなる作業が必要であることで意見の一致をみた。

10月26日土曜日、Stiansen 共同議長は、決議書草案を提出した。いくつかの締約国が、これを議論のたたき台として利用することを主張した。サウジアラビアは、G-77/中国にはこの文章を十分検討するだけの時間がなかったと述べ、これを議論のたたき台として受け入れることはできないとした。Stiansen 共同議長は、同氏が、非公式折衝を開くと述べた。

10月28日月曜日、G-77/中国は、他の問題で進展がない限りP&Msでの進展はありえないと述べた。Stiansen 共同議長は、Thorgeirsson SBSTA 議長が、P&Msを含めた一連の問題について、非公式折衝を行うと述べた。

10月29日火曜日、Woo 共同議長は、SBSTA プレナリーで報告し、同グループが意見の一致にいたらなかったと述べた。SBSTA 議長の Thorgeirsson は、この問題に関する非公式折衝も実らなかったと述べた。同議長は、検討中の口頭報告書や他の文書に留意する決議書草案を提出した。サウジアラビアは、SBSTA が SBSTA-18 でこの問題を引き続き検討すると合意したことだけを記す文章で、全てのパラグラフに置き換えるという提案を行った。EU は、決議書13/CP.7 (P&Ms)の実施に言及することを提案した。この結論書は、修正どおりに採択された。

SBSTA 結論書:結論書(FCCC/SBSTA/2002/L.28)は、SBSTA-18 でこの問題をさらに検討するとの締約国の合意を記載している。

研究と組織的な観測:10月24日木曜日、SBSTA は、世界気候研究計画、地球圏・生物圏国際協同研究計画、国際人間的側面計画、地球気候観測システム(GCOS)のプレゼンテーションと最新の研究を聴講した。締約国は、優先研究課題について意見交換を行い、Thorgeirsson 議長は、影響や脆弱性そして適応、適応能力と適応オプション、リスクアセスメントとリスク管理、気候変動体制での資源管理、不確実性の取り扱い方、安定化に向けた道筋に研究が集中していることを指摘した。組織的な観測について、同議長は、オーストラリアの提案した GCOS での自主的な寄贈資金への支持を指摘した。コンタクトグループは Sue Barrell (オーストラリア)と S.K. Srivastav (インド)を共同議長として議事進行を行った。

10月24日木曜日、このコンタクトグループの会合では、組織的な観測の向上を図るための資金手当の重要性に議論

が集中した。

決議書草案に関して、中国は、開発途上国の内的な能力向上の重要性に焦点を当て、日本、インド、マレーシア、ボツワナがこれを支持した。カナダは、EU や米国とともに、決議書5/CP.5 (R&SO)と5/CP.7 (悪影響)に関係する資金メカニズムにガイダンスを提供するようSBIに求める文章に、反対した。EU、ノルウェー、スイス、中国、AOSIS は、UNFCCCの究極目標を支援するための研究優先度に言及するロシア連邦提案のサブパラグラフに賛成し、米国、日本、インドはこれに反対した。

このグループは、10月28日月曜日夕方、SBSTA や IPCC そしていくつかの国際研究プログラムの代表が参加する研究についてのスペシャルサイドイベントからでてきた重要問題を検討するため、会合した。クロスカuttingイシューを扱うには、より協調した研究アプローチが必要であることを指摘する新しいパラグラフについて、インド、マレーシア、中国は、温室効果ガス濃度安定化への言及を削除するよう提案したが、EU、ロシア連邦、ノルウェー、スイスは、これに反対した。

SBSTA プレナリーは、10月29日火曜日、その結論書を採択した。

SBSTA 結論書:結論書(FCCC/SBSTA/2002/L.27)は、GCOS と国際研究プログラムによる声明を記載している。またこの結論書は:

- スペシャルサイドイベントでの意見交換を歓迎し;
- そのイベントからでてきた主要な問題を認識し、クロスカuttingイシューではより協調するアプローチが必要なことを指摘し;
- 研究や組織的な観測について開発途上国を支援する必要性を考慮すると決定し;
- 研究問題を定期的に検討すると決定し;
- 事務局に対して、地球気候観測システムの第2次適切性報告の協議を行うよう求め;
- 自主的な GCOS 基金のための提案を記載している。

関連国際機関との協力:10月25日金曜日、事務局は、UNFCCC、国連砂漠化防止条約(UNCCD)、生物多様性条約(CBD)の下でのクロスカuttingな主題分野について、スコーピングペーパーを提出した。締約国は、ワークショップの委託条件で意見が分かれた。Jimena Nieto (コロンビア)と Outi Berghäll (フィンランド)を共同議長とする非公式コンタクトグループが会合を行った。

10月29日火曜日、共同議長の Nieto は折衝について報告し、SBSTA は決議書草案を採択した。

SBSTA 結論書と COP 決議書草案:SBSTA 結論書

(FCCC/SBSTA/2002/L.18)は、ワークショップの委託条件を記載している。決議書草案(FCCC/SBSTA/2002/L.18/Add.1)は、SBSTA に対して、UNCCD や CBD の補助機関との協力強化を要請し、UNFCCC、UNCCD、CBD 間での協調を強化するため、各条約の事務局同士で共同連携グループを作るよう求めている。

UNFCCC 6 条:6 条(教育、訓練、一般認識)は、10 月 23 日水曜日、SBSTA 開会プレナリーで取り上げられ、また Fatu Gaye (ガンビア)と Jean-Pascal van Ypersele (ベルギー)が共同議長を務めるコンタクトグループでも取り上げられた。このコンタクトグループは、2 回の正式会合を行い、またさらに非公式折衝も開催した。

10 月 25 日金曜日、このコンタクトグループは、国際気候変動の日を定め、また作業プログラムの実施に関する報告での NGOs の役割を決めることについて議論した。10 月 28 日月曜日、このコンタクトグループは、資金源に関する全ての文章と、資金メカニズムへの追加ガイダンス条項に関する全ての文章を、カッコでくくるとした。合意に達せなかったことから、共同議長の van Ypersele は、締約国に対し非公式に会合するよう要請した。

11 月 1 日金曜日、最後の COP プレナリーで、ナミビアは、この作業プログラムを「ニューデリ作業プログラム」と改称する提案を行い、セネガル、ガンビア、カナダがこれを支持した。SBSTA 議長の Thorgeirsson は、将来のセッションでは、この議題が SBI の継続審議項目として扱われると、指摘した。

SBSTA 結論書と COP 決議書草案:結論書(FCCC/CP/2002/L.23)は、各締約国が、国際気候変動の日を定めるよりも、各国レベルで気候変動認識の日を設ける方を望む可能性があるとし、また事務局に対して、国連の体制の中で毎年行われている 41 のテーマを持つ日の一つとして注目される分野に気候変動を取り入れられるかどうか、他の国連機関とも検討を継続するよう要請している。また結論書は、事務局に対し、若者や他のグループの COP 参加を増やすため、可能なオプションについて報告書を作成するよう求めている。

ニューデリ作業プログラムに関する決議書(FCCC/CP/2002/L.23/Add.1)は、6 条に関し 5 年作業プログラムを採用することを勧めており、さらに 2007 年にこの作業プログラムの審査を行うとともに 2004 年には進展状況についての中間審査を行うよう勧めている。また GEF に対して、附属書 I に含まれていない締約国、特に LDCs や小島嶼開発国に対し資金源を提供するよう、求めている。

その他の問題—クリーンなまたは温室効果ガス低排出のエネルギーに関する問題:10 月 25 日金曜日、カナダは、決議書草案の文章を提出し、ニュージーランド、ポーランド、ロシア連邦、スロベニアの支持を得たが、G-77/中国、スイス、米国はこれに反対した。この文章は、事務局に対して、ク

リーなエネルギーの貿易取引が、UNFCCC と議定書の目的達成で果たす役割を分析するよう、競合する複数の組織に要請し、その結果を SBSTA-21 に報告することを求めている。EU と他の締約国は、クリーンなエネルギーの輸出の計算に関するカナダ原案への反対意見を、改めて述べた。EU は、クリーンなエネルギーの貿易取引に関する一般的な問題だけが議論されるべきであると述べた。Thorgeirsson 議長は、この問題で折衝を行うと述べた。

10 月 29 日火曜日、Thorgeirsson 議長は折衝が不成功であったと述べた。

SBSTA 結論書:結論書(FCCC/SBSTA/2002/ L.25)は、SBSTA-18 でこの問題をさらに検討すると締約国合意を記載している。

議定書 2.3 条の実施に関する問題:10 月 25 日金曜日、締約国は、ワークショップの可能性に関する問題を議論した。サウジアラビアは、P&Ms が開発途上国に与える悪影響を分析するよう事務局に要請する決議書草案に賛成を論じた。Thorgeirsson 議長は、この問題での折衝を行うと述べた。

10 月 29 日火曜日 Thorgeirsson 議長は、折衝が不成功だった旨、報告した。

SBSTA 結論書:結論書(FCCC/ SBSTA/2002/ L.26)は、SBSTA-18 でこの問題でのさらなる議論を行うとした締約国合意を述べている。

セッションに関する報告書:セッションに関する報告書(FCCC/SBSTA/2002/L.13)は、10 月 29 日火曜日、採択され、Thorgeirsson 議長はその後 SBSTA-17 を閉会した。

実施のための補助機関

10 月 23 日水曜日、SBI 議長の Raúl Estrada-Oyuela(アルゼンチン)は、SBI-17 の第一回会合を開いた。締約国は、議題書(FCCC/SBI/2002/7)を採択した。11 月 1 日金曜日、Estrada 議長は、Fadhel Lari (クウェート)が SBI の副議長に、Emily Ojoo-Massawa (ケニア)が報告者に、指名されたことを発表した。締約国は、満場の拍手を持って、選出を承認した。全ての SBI 結論書および決議書草案が、COP に送られ、11 月 1 日金曜日、採択された。

附属書 I 締約国からの国別報告書:10 月 23 日水曜日、事務局は、第三次国別報告書の審査に関する状況報告書を提出した。Estrada 議長は、締約国が、第四次国別報告書提出の期限の可能性などを議論することになると、述べた。10 月 24 日木曜日、EU は、P&Ms に関する報告を含めることを検討するよう、SBSTA に要請し、第四次国別報告書を、実証可能な進展に関する報告プロセスに合わせて、2006 年 1 月 1 日に提出するとの提案を行った。カナダは、米国の支持を得て、ガイドラインの大幅な改訂を行うのは時期尚早であると述べた。インドは、附属書 I 締約国のための報告プロ

セス強化を主張した。Estrada 議長は、出席者との協議に基づき、SBI への提案を作成すると述べた。

10月29日火曜日、締約国は、附属書 I 国別報告書に関する結論書と決議書で合意した。

SBI 結論書と COP 決議書草案: SBI 結論書 (FCCC/SBI/2002/L.9 と Corr.1) は、特に 12 の締約国が国際審査チームの訪問を受けており、国別報告書に記載される情報が、UNFCCC 実施上の進展を考察する根拠となっていることを指摘した。

COP 決議書草案 (FCCC/SBI/2002/L.9/Add.1) は、第一次、第二次、または第三次国別報告書あるいは温室効果ガス年次目録をまだ提出していない附属書 I 締約国に対し、できるだけ早く提出するよう要請し、締約国には、2006 年 1 月 1 日までに第四次国別報告書を提出するよう求め、国別報告書の審査が継続するはずであると、結論づけた。

非附属書 I 締約国からの国別報告書: 第一次国別報告書の第 4 回編集と統合に関する考察: この問題は、SBI プレナリーで 2 回議論された。10 月 23 日水曜日、Estrada 議長は、事務局が SBI-18 で取り扱う報告を作成すると述べた。10 月 31 日木曜日、締約国は、COP 決議書草案で合意した。

COP 決議書草案: 決議書草案 (FCCC/SBI/2002/ L.23) は、LDCs が自国の国別報告書提出を自己判断で行えることを念頭においた上で、第一次国別報告書を提出していない非附属書 I 締約国に対し、できるだけ早く提出するよう求めており、事務局に対しては、第一次国別報告書に関する第 5 回の編集および統合報告書と、UNFCCC 実施のために非附属書 I 締約国がとった方法を記載する情報文書とを、作成するよう要請している。

非附属書 I 国別報告書作成のためのガイドライン改善: 10 月 23 日水曜日、事務局は、非附属書 I 国別報告書のための改善ガイドライン案を提出した。GEF は、局地的な排出要素設定や、脆弱性および適応評価に関するガイドライン案に、予測できない資金要求があることへの懸念を表明し、こういったものがなければ、資金要求額は現在の水準を多少上回る程度に過ぎないことを指摘した。いくつかの LDCs は、国別報告書作成上の困難を強調し、SBSTA に対して、資金的な支援を検討するよう呼びかけた。ツバルは、適応のための資金調達を国別報告書の完成と結びつけることの悪影響の可能性に、注意を呼びかけた。

10 月 24 日木曜日、締約国は、G-77/中国が作成した文章を議論の土台とすることで、合意した。10 月 25-28 日、金、土、月曜日、締約国は、公式、非公式のグループでこの問題の討議を継続した。10 月 29 日火曜日、Romero 議長は、改善ガイドラインで合意に達しないなら、第二次国別報告書は現在のガイドラインを用いて作成されることになる、出席者に対して指摘した。

10 月 30 日水曜日、締約国は、残された括弧書きの箇所を

取り除く努力の一環として、文書の初めに戻ったが、あまり進展はなかった。10 月 31 日木曜日、SBI 議長の Estrada は、ハイレベルコンタクトグループで会合し、ガイドラインの新しい文書案を提起した。G-77/中国は、この文書を議論のたたき台として受け入れ、他のいくつかの国は懸念を述べたが、Estrada 議長はこれについて、ガイドラインに取り入れるわけにはいかないが、同議長の COP に対する口頭での報告で述べるのが可能であると言った。

木曜日夜、Estrada 議長は、決議書草案がまだ用意されていないと述べた。同議長は、出席者からこの文書へのいくつかの示唆や追加および提案があると指摘し、締約国は「妥協の精神で」ガイドライン採択に合意したと述べた。EU は、決議書に目を通すことを要求した。カナダは、採択前に文書に目を通すという国連の「通常」の手続きを、強調した。11 月 1 日金曜日には、文書を検討できるようにすると述べて、会議をいったん解散した。

11 月 1 日の最後の SBI 会議で、Estrada 議長は、決議書草案と、附属書にガイドラインを含めた付録書とを提出し、また議長の提案するさらなる改正を紹介する追加文書にも言及した。締約国は、オーストラリアや日本の提案する修正を加えた上で、決議書草案を採択した。

COP 決議書草案: 決議書草案 (FCCC/SBI/2002/ L.26 と Add.1) で、締約国は下記の決定を行っている:

- 非附属書 I 締約国は、その第二次国別報告書の作成、ならびに当てはまる場合には、第三次国別報告書の作成において、附属書にあるガイドラインを用いるべきである、ただし締約国がすでに第二次国別報告書の作成プロセスを開始してしまった場合はこの限りでない;
- ガイドラインは、国別報告書作成向けの資金調達用資金メカニズム実行機関に指針を提供するため、用いられるべきである;
- COP-9 では、提出頻度が決定されることになる。

また決議書では、附属書 I 国別報告書向けガイドラインでの要素を用いたいと希望する非附属書 I 締約国は、そうすることができることも提案している。

非附属書 I 国別報告書に関する専門家諮問グループの作業: 非附属書 I 国別報告書に関する専門家諮問グループ (CGE) の新しい権限と委託条件の改定は、SBI では 2 回、José Romero (スイス) を議長とする非附属書 I 問題コンタクトグループでは数回、取り上げられた。

10 月 23 日水曜日、CGE 議長の Mahendra Kumar (フィジー) は、CGE の最終報告書を提出し、能力向上には、経験の共有や技術的な問題および制約条件の評価の共有といったプロセスが重要な役割を果たすことを強調した。CGE は、追加資金援助や技術支援を結集すること、IPCC が、政策

立案者関連で、時間規模の影響を評価する方法やツールを開発することを含め、いくつかの提案を行った。

10月31日木曜日の非附属書I問題コンタクトグループで、締約国は、決議書草案の文章を議論した。EUは、国別報告書の自主審査プロセスの開始を呼びかけた。SBI議長のEstradaは、附属書I国別報告書と非附属書I国別報告書間の国別報告書プロセスでの主要な違いは、国別報告書の審査にあると、指摘した。CGE会議のための資金に関する日本からの問い合わせに続き、米国が、基本予算から資金が出されたと聞かされたことへの驚きを表明し、さらに議論しない限り、この文章に同意はできないと述べた。Estrada議長は、現在の文章を承認するか拒否するか、締約国プレナリーに、そのままかけると述べた。

11月1日金曜日、SBIプレナリーで、締約国は、CGEの作業に関する決議書草案と決議書の附属書に含まれるCGEの委託条件を承認した。

COP 決議書草案: 決議書草案(FCCC/SBI/2002/L.25)の中で、締約国は、CGEの権限への支持を継続し、COP-13で再検討することを決定した。CGEの委託条件には、24名の専門家の詳細情報や任期といったものも含まれる。これらの文書では、次のものを含めたCGEの権限が紹介されている:

- 第一次国別報告書の作成に影響を与えた技術上の問題や制約条件を明確にし、評価する;
- 多国間や二国間の資金源を含めた、現在の活動やプログラムを再検討する;
- 非附属書I締約国によるUNFCCC実施に関係した問題について、SBIに技術的助言を行い;
- ワークショップや会議向けの議題を策定する。

資金および技術支援の提供: 10月23日水曜日、SBIでこの問題が取り上げられた。締約国は、Estrada議長が決議書草案を作成することで合意した。11月1日金曜日、締約国は、結論書について合意した。

SBI 結論書: 結論書(FCCC/SBI/2002/L.24)の中で、SBIは、非附属書I締約国が自国の国別報告書作成で示した進展や、GEFによる第一次国別報告書への支援活動の情報、そして資金提供プロジェクトのリストに、注目した。またSBIは、事務局に対して、国別報告書に報告された温室効果ガス排出削減と吸収促進を目的とする活動の評価を開始するよう求めた。

資金メカニズム: 10月24日木曜日、SBIプレナリーで、G-77/中国は、GEFの資金提供条件に懸念を表明した。Estrada議長は、GEFへのCOPガイダンスとGEFの資金提供規則に関する決定とが一致していない可能性に注意を促した。UNFCCCの下での資金提供について、GEFは、COPから追加のガイダンスを与えられるまでは、気候変動

特別基金にも、現在の運用手続きが適用されることを指摘した。

10月28日月曜日、コンタクトグループの会議で、締約国は、気候変動特別基金の運用に関する追加ガイダンス提供プロセスに関して、合意に達せなかった。ノルウェー、スイス、カナダ、日本、EUは、SBI-18でこの基金の運用上の優先度についてさらなる提案を行うオプションを要請したが、インド、ブラジル、バルバドス、中国はこれに反対した。その後、出席者は、LDC基金に関する見解を聞き、非公式折衝による交渉の継続を決定した。資金メカニズムの再検討に関して、締約国は、UNFCCC向けのGEFへの資金要求をまとめるプロセスを開始すると文章で、合意することができなかった。

10月29日火曜日、このコンタクトグループは、GEFの報告に関する議論を継続し、締約国は、EUとカナダが提起した交渉文書での合意に達せなかった。気候変動特別基金へのガイダンスについて、締約国は、COP-9での決議書でまとめるとのEU提案に合意した。LDC基金に関する非公式折衝の後、出席者は、追加ガイダンスに関する決議書草案で合意した。GEFへの追加ガイダンス提供については、関連コンタクトグループから文書を受け取るまでこの議論を遅らせるようにとの要請が、いくつかの締約国からあった。資金メカニズムの再検討に関しては、EUが、議長の決議書草案を基に動くことへの懸念を表明し、新しい提案を配布した。深夜のセッションで、このコンタクトグループは、保留事項での意見の一致を見、その結論書ならびに決議書草案をSBIプレナリーへ送ることで合意した。

11月1日金曜日、SBI最終プレナリーで、G-77/中国は、気候変動特別基金に関するガイダンス作成の時間枠の議論を再開し、第三次GEF資金補給と専門家グループに対する要請での賞賛の表現を削除しようと試みたが、EU、ノルウェー、日本、カナダはこれに反対した。Estrada議長は、締約国に対し、非公式の協議を行い、意見一致を見た文書を戻すよう要請し、その文書が採択された。

11月1日金曜日、SBIは、LDC基金、GEFの報告、資金メカニズムの審査、そして資金メカニズムの運用機関に対する追加ガイダンスに関する決議書を、多少の編集上の改正を加えて採択した。これに続いて、COPは、この決議書を同日に採択した。

SBI 結論書と COP 決議書草案: GEFの報告に関するSBI結論書(FCCC/SBI/2002/L.19)は、GEFに対し、希少なGEFの資源配分について戦略的な業務計画を強化し、そのCOP-9への報告の中で、COP決議書に係る資金提供活動へのガイダンスをどう適用したか、詳細な情報を含めるよう要請している。

また、LDC基金用のUNFCCC資金メカニズム運用を委託された組織へのガイダンスに関するCOP決議書草案

(FCCC/SBI/2002/L.21)は、速やかな資金の放出と支払、NAPAs 作成への時機を得た支援、そして NAPAs 作成の進展状況に関する4つの地域ワークショップの企画を、確実にを行うよう、資金メカニズムに要請している。

気候変動特別基金運用のための UNFCCC 資金メカニズムを委託された組織への当初のガイダンスに関する決議書草案(FCCC/SBI/2002/L.22)は、GEF へのさらなるガイダンス提供との関係から、プロセスを直ちに開始するとしている。COP-9での決議書では、基金の速やかな運用開始のため、GEF にガイダンスを提供することになる。この決議書は、特に運営機関に委託されたこの基金と他の基金との間の相互補足性を、促進する。同決議書は、基金の運用手続の合理化を図るとともに、健全な資金管理を確保する。

資金メカニズムの審査に関する決議書草案(FCCC/SBI/2002/L.18)は、事務局に対し、決議書12/CP.2(COP と GEF カウンシルの間の理解に関するメモ)および12/CP.3(UNFCCC の実施に必要でありかつ利用可能な資金の決定に関する MOU 付属書)の実施に関する報告書を、SBI-20 での検討のため、作成するよう要請している。同決議書草案は、GEF に対しても、プロジェクトサイクルの簡素化、効率化の観点から見直しを行い、SBI-21 で資金メカニズムの第三次審査を開始すると決定するよう求めている。

資金メカニズムの運用機関に対する追加ガイダンスについての決議書草案(FCCC/SBI/2002/L.20)には、国別報告書や、能力向上、技術移転、6 条、および COP に対する GEF 報告に関係する問題について、COP 決議書実施に係る資金支援と追加資源提供のための GEF へのガイダンスが、含まれている。

能力向上:この問題は、開会プレナリーおよび、Dechen Tsering (ブータン)が主宰する非公式折衝で議論された。10月24日木曜日、開会プレナリーで、11カ国のセントラルグループ(CG-11)は、経済移行国への将来的枠組作成に関するさらなる折衝を呼びかけた。G-77/中国は、能力向上に関する COP-7 決議書について、GEFによる実施が行われていないことへの懸念を表明した。11月1日金曜日、SBI は、議長の結果書を採択した。

SBI 結論書:結論書(FCCC/SBI/2002/L.15)は、決議書2/CP.7(開発途上国での能力向上)および3/CP.7(経済移行国での能力向上)のさらなる実施の必要性を指摘し、締約国に対して、開発途上国のための能力向上実施での総合審査のための詳細要素や手法、ガイドラインについて、見解を提出するよう求めている。

UNFCCC 4.8 条と 4.9 条の実施 - 決議書 5/CP.7 に基づく活動の実施進展状況:この問題は、SBI および Daniela Stoytcheva(ブルガリア)と Enele Sopoaga(ツバル)の主宰する非公式折衝で取り上げられた。10月25日金曜日、締約

国は、4.8 条と 4.9 条(悪影響)に基づく実施の問題、および2002年5月、ボンで開催されたモデル化に関するワークショップの成果、そして保険とリスク評価に関するワークショップの委託条件について議論した。G-77/中国は、決議書実施への資金支援不足に懸念を表明した。同代表は、ワークショップへの資金提供メカニズムを呼びかけ、また適応に関する専門家グループの設置も提案した。カナダは、ワークショップ支援への関心を表明し、イランは、これらワークショップの主催を申し出た。

10月29日火曜日、SBI は、決議書5/CP.7規定の活動実施での進展に関する結論書を採択した。補助機関の議長と事務局は、SBSTA の提案する国際機関との協力についてのワークショップと背中合わせに、決議書5/CP.7の実施に関する会合を開催するよう調整することで合意した。

SBI 結論書:結論書(FCCC/SBI/2002/L.17)は、決議書5/CP.7の実施進展状況を述べ、事務局に対し、保険に関するワークショップを企画するよう要請し、COP-9でワークショップの報告を検討すると決定し、締約国に対し、決議書5/CP.7の実施進展状況に係るさらなる見解を、2003年4月15日までに提出するよう呼びかけている。

LDCs 関係問題:10月25日金曜日、LDC 専門家グループ(LEG)議長の Bubu Jallow (ガンビア)は、同グループの第2回会議について報告し、LEG 作業プログラムの実施進展状況を報告した。同議長は、NAPAs の策定を目的にダッカで開催されたワークショップに焦点を当てた。同議長は、同グループが COP-8 での NAPAs ガイドライン改訂に反対を決議し、COP-9 でそれを行う方を望んだことを指摘した。

10月29日火曜日、SBI は、LDCs 関係問題に関する決議書草案を承認した。

COP 決議書草案:決議書草案(FCCC/SBI/2002/L.8)で COP は、NAPA ガイドラインの改訂を延期すると決定し、LDCs に対し、LEG の作成した NAPA ガイドラインの注釈を用いるよう奨め、COP-9 で NAPA ガイドラインを再検討すると決定している。

中央アジア、コーカサス、アルバニア、モルドバ共和国の諸国グループから出された、UNFCCC でのこれら諸国の立場に関する要請:この問題は、10月24日木曜日、SBI で議論された。Estrada 議長は、「開発途上国」という用語の明確な定義と、COP-6 パート II で作成されたものも含めた COP 決議書の内容におけるこのグループの立場に関して、中央アジアの諸国グループ、およびコーカサス、アルバニア、モルドバ共和国(CACAM)からの提案では意見の一致がないことを指摘した。しかし、同議長は、これら諸国が UNFCCC 決議書に示された資金源へアクセス可能とすべきと、締約国間で意見が一致していることを述べた。CACAM グループは、「開発途上国およびその他の附属書 I に含まれない諸国」という定義を提案した。

10月29日火曜日、SBIは、CACAMがGEF資金にアクセス可能であることを指摘した上で、結論書を採用した。

SBI 結論書:結論書(FCCC/SBI/2002/L.14)は、将来、COP 決議書での締約国に関する表現をすべて UNFCCCでの用語、たとえば「附属書 I に含まれる締約国」、「附属書 II に含まれる締約国」および「附属書 I に含まれない締約国」という表現に従うことにすると提案している。

政府間会合のアレンジ:この議題項目は、その副題と共に、10月25日金曜日、SBI プレナリーで議論され、その結論書は、10月29日火曜日、採択された。

COP-9 の日程と場所:東欧地域グループからの提案が無い中で、イタリアが、COP-9 の開催を申し出た。出席者は、議長団に場所の決定を一任すると決定した。SBI は、結論書(FCCC/SBI/2002/L.10)を採用した。

COP/MOP-1 についてのアレンジ:事務局は、COPとMOPのセッションの統合アプローチを提案するペーパーを提出した。EU、カナダ、オーストラリア、日本は、詳細を多少とも明らかにする必要性を指摘した上で、効率上から、一つの組み合わせセッションとすることに支持を与え、スロバニアはこれに反対した。米国は、その貢献が、UNFCCC プロセスを支えるために用いられることを確保する必要性を強調した。SBI は、結論書(FCCC/SBI/ 2002/L.16 と Add.1)を採用した。

UNFCCC プロセスへの効果的な参加:事務局は、セッションとセッションの間のワークショップや、限定された会員組織の会合へのオブザーバーの参加に関して、オプションを紹介し、提案を行った。カナダは、オーストラリアやEUと共に、資金上の現実を認めると同時に、透明性を主張した。米国は、構成メンバーシステムを含めた新しいアプローチによる参加を支持した。SBI は、結論書(FCCC/SBI/ 2002/L.13)を採用する一方、この文章が今回の SBI セッションで提出されたばかりであり、事前に入手可能でなかったことから、EUはこの結論書に同意しなかったとの記録を行った。

管理上および資金上の問題:この問題は、COP から SBI に諮問され、SBI は、10月24日木曜日、これを取り上げて、事務局長が管理上および資金上の問題に関する報告書を提出した。スイスとブルガリアは、締約国に対して資金提供分の早期支払を確保するよう促すカナダ提案文書を支持した。カナダは、事務局に対して、マラケシュ合意の実施に関する活動での必要な予算を提示するよう求めた。COP は、11月1日金曜日、この決議書を採用した。

COP 決議書草案:決議書草案(FCCC/SBI/2002/L.7)は、2002年度の資金提供を行っていない締約国が多数あることを、懸念を持って指摘し、これらの締約国に対し、遅滞なく資金を提供するよう求めた。

その他の事項 - LULUCF に関するクロアチア案:10月25日金曜日、SBI セッションで出席者は、Jim Penman (英国)

を議長とする SBSTA 非公式グループに対し、クロアチアの森林管理クレジット割当に関するクロアチア提案を検討するよう求めた。SBI は、10月29日火曜日、SBI セッションで、クロアチア提案を引き続き検討すると決定し、非公式グループの作成した結論書を採用した。また SBI は、排出量計算の基本年についてのクロアチアからの要請も検討を継続すると決定する一方、この問題での SBSTA 決議書が SBI に送られていることも指摘した。

SBI 結論書:SBI 結論書(FCCC/SBI/2002/ L.11)は、SBI が、LULUCFに関するクロアチア提案の討議をSBI-18でも継続すると決定し、クロアチアに対し、同国固有のデータならびにその他の情報を提供するよう求めている。クロアチアの排出基本年に関する結論書(FCCC/SBI/2002/L.12)は、SBI が、SBI-18 で討議を継続すると述べている。

セッションに関する報告:11月1日金曜日、Estrada 議長は、このセッションに関する報告書(FCCC/SBI/2002/L.6)を提出した。締約国は、この報告書を採用し、Estrada 議長は、SBI-17 の閉会を宣言した。

プレナリー

持続可能な開発世界サミットのフォロー:10月23日水曜日、COP 開会プレナリーで、UNFCCC 事務局長の Joke Waller-Hunter は、持続可能な開発世界サミット(WSSD)の成果を報告した。同局長は、このサミットで、持続可能な開発が国際的な議題の中心にあることが再確認されたと指摘し、ヨハネスブルグ実施計画が、温室効果ガスの排出削減、京都議定書の批准、技術援助や資金援助の提供と能力向上、エネルギーへのアクセス確保と再生可能エネルギーの割合増加、CBD、UNCCD、UNFCCC 間の相互協力強化を呼びかけていることに焦点を当てた。COP は、この報告に留意した。

クリーンな開発メカニズム執行理事会の報告:CDM 執行理事会に対するガイダンスと、手続きの規則案を含めたその附属書に関する報告は、10月25日金曜日、COP プレナリーに提出され、その決議書は、11月1日金曜日、COP により採択された。

COP 決議書:決議書(FCCC/2002/L.5 と Add.1)は、特に、作業計画課題の実施、資金および運用上の手続き、手続き規則案を、採択している。この規則案は、理事会メンバーとその代理人の指名、選挙、再選、会議、および UNFCCC 事務局の役割を設定している。

その他の問題 - 単一プロジェクトの影響:COP の事務局員は、この問題がアイスランドからの提案の後、提起されたものであると述べた。同氏は、決議書 14/CP.7(単一プロジェクトの影響)では、単一プロジェクトから発生する産業プロセスからの CO2 排出が基本年である 1990 年排出量の 5%以上の量におよぶ場合、別途報告できるとされていることを、指摘した。同氏は、COP-7 決議書で、別途の報告を希望す

る締約国は、どの締約国でも、COP-8 の前に通知すべきと求めていると述べた。アイスランドとモナコから2件の通知が受け取られており、雑件文書に含まれている。COP は、この情報に留意した。

閣僚級会合

閣僚級会合の開始: インドのバジパイ (Atal Bihari Vajpayee) 首相は、10月30日水曜日、「ランプ点灯」式をもって、閣僚級会合の開始を宣言した。COP-8 議長の Baalu は、デリ宣言が UNFCCC プロセスでの歴史的な一歩となることへの希望を表明した。

UNFCCC 事務局長の Joke Waller-Hunter は、WSSD での成果を含めた COP-7 以後の実績を指摘した。同局長は、実施することの重要性を強調した上で、適応や脆弱性に対する行動、国別報告書の作成、CDM の利用を含めた実際のなアプローチを支持した。

国連の経済社会問題担当事務総長副官の Nitin Desai は、国連事務総長 Kofi Annan の代理として、メッセージを読み上げた。同氏は、WSSD で合意されたアプローチや目標そして手法が、どれだけ、このフォーラムでの協力の土台となりうるかが、COP にとっての一つのチャレンジであると述べた。

インドのバジパイ首相は、地球の気候変動と戦う上でのインドの約束を指摘し、同国の再生可能エネルギー部門や京都議定書の批准に言及した。同首相は、適応や脆弱性および能力向上の開発途上国にとっての重要性に焦点を当て、また一人当たりの排出権での不公平、そして開発途上国と先進国間の一人当たり所得の格差などから、開発途上国による約束の検討は、時期尚早であると述べた。

国連機関代表のステートメント: 世界気象機関事務局長の G. O. P. Obasi は、締約国に対し、科学的な不確実性を削減するため、大気やその他の活動の組織的な観測への支援を継続するよう呼びかけた。UNEP 専務理事の Klaus Töpfer は、貧困者こそ、気候変動の悪影響で最も苦しめられることを指摘した上で、緩和と同様、適応での具体的な行動を呼びかけた。

政府間組織からのステートメント: IPCC は、締約国がその対策策定において、IPCC TAR を最大限に活用するよう奨励し、第4次評価報告書は、緩和オプションのコストと便益にもっと注目するものとなり、できれば地域別の分析も含めたいと述べた。GEF は、第三次資金補填について言及し、これにより GEF は、気候変動関係活動への資金提供増額が可能となるとし、GEF が UNFCCC LDC 基金に基づく第一回支払いを数週間中に行うことを指摘した。世界銀行は、炭素資金提供への支援約束を強調し、再生可能エネルギー向けの投資が、現在、同銀行のエネルギー融資ポートフォリオの64%を占めていると、その投資の伸びを指摘した。

OPEC は、気候変動に対処する政策措置の悪影響を最小

限にする必要性を、出席者に想起し、開発途上国への技術移転が適切に提供されるべきであると述べた。Asian-African Legal Consultative Organization は、共通するが異なる責任を、UNFCCC プロセスの基本として残すべきであることを強調した。アジア開発銀行は、最小限コストの適応と能力向上のため、開発途上国に援助を行うと述べた。

非政府組織のステートメント: Climate Action Network は、適応を支援するために先進国から開発途上国へ多額の資金を移転するよう呼びかけ、また開発を確保する一方で、気温の変化を、摂氏2度を大幅に下回る程度で維持する対策も呼びかけた。ビジネスや産業関連 NGOs は、特に CDM 関連での、規則や手続きの明確化を求めた。

インド商工会議所連盟は、効率的で透明性のある政策枠組を呼びかけた。

International Council of Local Environmental Initiatives (ICLEI) は、気候変動と戦うための地方のイニシアティブに焦点を当て、資金源の必要性を強調した。

Indigenous Peoples Organizations の代表は、原住民の脆弱性と、自然資源保護におけるその重要な役割を指摘し、UNFCCC プロセスへの原住民の参加を支持するよう呼びかけた。

International Confederation of Free Trade Unions は、労働者の脆弱な立場を指摘し、排出緩和につきものの雇用機会に言及した。

Tata Energy and Research Institute は、気候変動に関する独立した研究や分析を行っている NGOs が、新しい研究および独立 NGOs のグループとして RINGOs を結成したと発表した。

議長への CHILDREN'S CHARTER (子供憲章) プレゼンテーション: 2名の若い出席者が COP-8 議長の Baalu に Children's Charter を提供した。同 Charter は、温室効果ガス濃度の上昇や、海面水位の上昇、そして気候変動が植物相や動物相に与える脅威を含め、インドの若者たちが直面するいくつかの懸念事項に焦点を当てた。

ラウンドテーブル II 「今あるものを数えて (Taking Stock)」: COP 議長の Baalu は、「今あるものを数えて (Taking Stock)」をテーマとし、Margaret Beckett 大臣 (英国 UK) を共同議長とする、第一回閣僚級ラウンドテーブルへの出席者を歓迎した。Beckett 共同議長は、総合的な気候変動緩和枠組はすでに確立されていると指摘する一方、それで満足している余裕はないと述べた。

多くの出席者が、それぞれの国内事情や、国内での行動および経験に焦点を当てた。AOSIS は、小島嶼開発途上国が、気候変動により最も打撃を受けるものに含まれていることを指摘した。フィンランドは、2005年までに、具体的な成果を達

成し、実証可能な進展を示そうとする EU の努力を強調した。

ニュージーランドは、UNFCCC の究極目標達成に関して、これまでのところ十分な進展があったとはとても言えないと述べた。EU は、危険でない排出濃度レベルを明確にすることを含め、共同の意見交換を呼びかけた。AOSIS は、地球規模の排出を直ちに 50-80%削減するよう呼びかけた。Climate Action Network は、COP に対し、危険な気候変動を防止するための限度を確立する協議を開始するよう促した。アイルランドは、排出目標の公平で平等な配分に関する協議を提案した。

将来の行動に関して、AOSIS と日本は、全ての国が緩和に参加する必要があると述べた。スイスは、各国が緩和について異なる負担をすることを認識した上で、協力とパートナーシップを強調した。ポーランドは、気候変動への適応と資金調達を、緩和や長期戦略と共に進めなければならないと述べた。

AOSIS、メキシコ、ウガンダは、附属書 I 諸国が約束を満たしておらず排出が上昇傾向にあると指摘した。この点に関して、マレーシアは、一部の附属書 I 諸国が開発途上国の排出削減約束なんかをどうして提案できるのかと、疑問を呈した。タイ、ベネズエラ、タンザニア、サウジアラビアは、開発途上国の削減約束についての協議に反対した。EU は、対話の必要性を強調した。

ウガンダ、イラン、マレーシアは、技術移転や資金源および能力向上に関して、さらなる努力を促した。ネパールは、気候変動の影響緩和でもっと研究が必要であることを強調した。

エチオピアは、経済発展が気候変動への適応には不可欠であると述べて、資金援助の増額を促した。イランは、経済的に化石燃料に依存する開発途上国における対応策の悪影響と影響による損失を最小限に抑えることに焦点を当てた。

フィンランドとデンマークは、LDC 基金への支援を約束した。ケニアとウガンダは、LDCs 以外の開発途上国への特別基金を訴えた。

CDM に関して、コロンビアは、吸収プロジェクトを支持した。ICLEI は、簡素化された手続きを支持した。ウルグアイは、組織能力や法的能力の欠如が CDM 実施の障害となっていると述べた。

京都議定書の批准に関して、ニュージーランドは、同国が、来月には議定書を批准するのが「ほぼ確実」であると述べた。韓国、日本、ブルガリア、エチオピア、ケニア、EU、ブラジルは、残された諸国に対し批准を促した。

デリ宣言について、日本は、将来の削減への言及を含めてこれを支持した。ウガンダは、同宣言が、議定書の批准を呼

びかけるべきだと述べた。スイスは、未来志向アプローチへの言及を支持した。オーストラリアは、将来の地球規模排出削減アレンジのプロセスを設置するべきだと述べた。韓国は、気候変動の人間的な側面を考察する宣言を支持した。共同議長 Beckett が、セッションの主題をしめくり、このセッションを閉会した。

ラウンドテーブル II - 「気候変動と持続可能な開発」:
COP-8 議長の Baalu は、10 月 31 日木曜日、本セッションを開会し、共同議長の Mohammed Valli Moosa (南アフリカ) は、消費、エネルギー供給とエネルギーへのアクセスが、気候変動と持続可能な開発の交点にある問題であるとして、注目した。

ウガンダは、千年紀開発目標を想起し、気候変動が、持続可能な開発を阻害して、開発途上国の経済を「麻痺させている」と述べた。スロバニアは、政治交渉を超えて、実際の行動に移す必要性を強調した。

ナミビアは、同国の議定書批准を発表した。

ギリシャ、ベルギー、スペイン、スロベニアは、再生可能エネルギーとエネルギー効率を支持した。ドイツは、EU が、再生可能エネルギーの利用増大に向け、スケジュールと目標値を約束する意思をもつ似たような考えの諸国の連盟を作ることになると述べた。クウェートは、貧困との戦いが合意された優先政策であることを強調して、再生可能エネルギー関係の問題をこの時点で提起するべきではないと述べた。

モリシャスは、技術移転に実際的な意味をもたせるよう、締約国に呼びかけた。モザンビークは、NAPAs の実施や、現在の国内窓口の強化に向けた資金援助を求めた。キリバチは、気候変動への配慮を組み入れた開発プロジェクトの必要性を強調した。イスラエルは、温室効果ガス排出削減政策を策定していると述べた。

CDM に関して、ウガンダは、最も貧困で最も脆弱な諸国という、その大半がアフリカにある諸国の場合、利益本位の CDM プロジェクトを招聘できないかもしれないと述べた。国際商会会議所は、CDM の規則があまり複雑になりすぎていることに警告を発し、規制上の確実性が必要であることを強調した。バングラデシュは、LDCs のための多国間 CDM プログラムを支持した。

米国は、同国の気候へのアプローチが、健全なる経済政策に基づいたものであると述べ、同国経済の温室効果ガス集約度を 10 年間で 18%削減するとの同国の約束を指摘した。米国は、経済成長が環境上の進展の鍵であると主張した。ドイツは、「絶対的な」排出削減を呼びかけて、これに応じ、気候変動に対処できない場合には経済的な損失が出てくると指摘した。将来の行動について、同代表は、もし全ての先進国がさらなる削減を約束し、EU が約 30%の排出削減を約束するならば、ドイツは、2020 年までに、温室効果ガス排出量を 1990 年水準の 40%削減することを約束すると述べた。ス

ウェーデンは、開発途上国の約束に関する対話を呼びかけ、ロシア連邦とベルギーはこれに賛成したが、オマーンとナイジェリアはこれに反対した。Moosa 共同議長が議論をまとめ、このセッションを閉会した。

ラウンドテーブル III - 「WRAP-UP(まとめ)」:10月31日木曜日の午後、COP-8 議長の Baalu は、3 回目、最後のラウンドテーブルを開会した。イタリアはデリ宣言に触れ、この宣言では、2012 年以後の行動も考えるべきであると述べた。カナダは、この宣言が、特に議定書の批准や、IPCC TAR の提案、温室効果ガス排出削減の努力、UNFCCC の究極目標を考えるものとするべきであると述べた。クック諸島は、世界気候の日を提案した。サウジアラビアは、この宣言が、気候影響や、附属書 I 諸国の対応措置の影響への適応を優先する共通認識文書であるべきだと述べた。

非附属書 I 諸国の約束について、G-77/中国は、新しい約束を意味するいかなる文章にも反対した。ベネズエラは、UNFCCC とマラケシュ合意に基づく遵守を考えるよう COP に呼びかけた。キューバは、開発への権利を主張し、開発途上国の新たな約束に反対した。EU は、緩和が技術改革や経済開発への強力な力であることが証明されたことを強調した。アイスランドは、炭素集約度に触れ、無駄な排出を避けるための技術開発を刺激する必要性を述べた。インドは、開発途上国が発展するのに十分なだけの環境上の「余地」を与えるよう呼びかけた。タイは、贅沢な排出と生きるための排出に差をつけるよう、締約国に求めた。

パラオは、地球温暖化により、生物多様性、さんご礁、そして一部の文化の存在が脅かされていることを指摘し、全ての締約国による温室効果ガス排出の即時削減を呼びかけた。

カタール、エジプト、アルジェリアは、新たな約束に反対し、締約国に対して、UNFCCC4.8条と4.9条の運用開始を促した。

持続可能な開発に対処する必要性について、ブラジルは、政策措置を、再生可能エネルギーや技術移転、能力向上の促進に向けた行動と、結び付けなければならないと述べた。EU は、再生可能エネルギーが、持続可能な開発と気候変動の共同作用を具現したものであることを強調した。

チリは、持続可能な開発のための国家戦略が、適応および緩和政策を考えるものでなければならないことを強調した。

CDMに関して、パプアニューギニアは、より多くの森林や生物多様性上のインセンティブをと、呼びかけた。ブラジルは、大都市でのプロジェクトを支持した。タンザニアは、プロジェクトの配分での公平性を強調した。

能力向上に関して、ネパールは LDCs を代表して、組織的な能力向上が優先されるニーズであることを強調し、UNFCCC6条(教育、訓練、一般認識)に基づく作業プログラムの即時実施を呼びかけた。

その後 COP 議長の Baalu は、閣僚級会合を閉会した。

デリ宣言

デリ宣言は、10月25日金曜日のプレナリーで非公式に取り上げられ、その週の間、非公式な協議が行われた。11月1日金曜日、COP プレナリーはこの宣言書を採択した。

10月25日金曜日、COP プレナリー関連の非公式協議で、多くのスピーカーが、気候変動と持続可能な開発に注目し、WSSD の成果に則った、実施本位の宣言書を支持した。いくつかの締約国は、議定書の批准呼びかけを提案し、適応と貧困撲滅に焦点を当てるよう主張した。多くのものが、緩和と適応を強調する二股アプローチに賛成を論じた。いくつかの附属書 I 諸国は、第二約束期間とそれ以後に備えて、地球規模での約束を拡大かつ深化させる必要性を強調する未来志向宣言書を、支持した。

いくつかの開発途上国代表は、共通するが異なる責任という原則を強調し、附属書 I 締約国が先頭に立つべきであると述べ、新たな開発途上国の約束を生むようないかなるプロセスにも反対した。米国は、経済成長が環境面での進展の鍵であることを強調し、開発途上国にとり負担が大きい目標に警告を発した。多くの国が再生可能エネルギーに力点をおくことを支持した。

11月1日金曜日夕方、COP プレナリーで、Baalu 議長は、拡大非公式折衝が行われ、宣言の採択が提案されたと述べた。

CG-11 は、同グループがこの宣言書を支持できないことを指摘したが、その採択を妨害しないと述べた。COP は、デリ宣言書を採択した。

EU は、宣言書に関する懸念表明文書を提出し、UNFCCC の究極目標に一致し、TAR に基づく、さらなる行動をとの見地から、共同対話を約束するよう全ての国に呼びかけた。同代表は、開発途上国の新しい約束を支持する総意を指摘し、世界が「二つに分かれている」わけではないことを強調した。

G-77/中国は、米国や中国とともに、デリ宣言への全面的な支持を強調した。カナダは、ツバルや日本とともに、宣言書が TAR への対応を怠っており、長期的な集約計画を提供していないことに対し、失望感を表明した。カナダ代表は、地球規模での大幅な緩和増大がないなら、間に合うように適応を行うための競争は負けであることを、強調した。日本は、COP-8 が、将来の緩和行動に関して現在行われている非公式協議で、小さな機会の窓を開くことに成功したと指摘した。

サウジアラビアは、デリ宣言がバランスのとれたものであると述べ、ナイジェリアは、同宣言が、開発途上世界のニーズを認識し、北と南の間の新しい協力の道筋を指すものであると指摘した。同代表は、米国がリーダーシップを発揮し、

「COPの力学の変化に向けた良い展望」を示したと指摘して、米国を賞賛した。

宣言文書: 気候変動と持続可能な開発に関するデリ宣言 (FCCC/CP/2002/L.6 Rev.1)は、UNFCCCの究極目標を想起し、開発途上国にとり、開発と貧困撲滅が、他を圧する優先事項であることを再確認し、TARで判明したことやSBSTAで進行中の考察を、懸念を抱きつつ認識し、緩和と適応措置の両方の必要性を指摘し、開発途上国、特にLDCsや小島嶼開発途上国の脆弱性に懸念を表明し、アフリカを、気候変動と貧困の組み合わせがもたらした影響に最も苦しめられている地域と認定している。

この宣言書は、議定書を批准した締約国に対し、他の諸国の批准を促すよう呼びかけている。同書は、各国の状況別の政策措置、気候変動目的の国内持続可能な開発戦略への統合、締約国の共通するが異なる責任や、開発優先度および状況に基づくUNFCCCの約束の実施を呼びかけている。同宣言書は、適応や情報交換、気候変動の悪影響と対応措置の実施から生じる開発途上国側の懸念への配慮を、強調している。

さらに、この宣言書は、革新的な技術の開発と普及およびそれへの投資、技術移転の強化、そしてエネルギーへのアクセス改善や、エネルギー供給の多様化、再生可能なエネルギーの利用増大を、呼びかけている。また同宣言書は、附属書I締約国が、資金源、技術移転、能力向上の提供に関するものも含め、UNFCCCに規定する約束を先頭にたって行い、さらなる実施をする必要性を、強調している。

閉会プレナリー

11月1日金曜日、COPプレナリーの最終セッションで、COPは、SBSTAから送られた決議書草案と結論書ならびにSBSTA報告書(FCCC/SBSTA/2002/L.13)を採択した。またCOPは、SBIから送られた決議書草案と結論書ならびにSBI報告書(FCCC/SBI/2002/L.6)も採択した。

COP-8の報告者であるMenéndezは、COP-8報告書(FCCC/CP/2002/L.1とAdd.1)を提出し、締約国はこれを採択した。英国のBeckett大臣は、インド政府への感謝を表明する決議(FCCC/CP/2002/L.7)を提出し、COPはこれを採択した。議長団、事務局長、インド代表団は、締約国への謝意を表明し、COP-8議長のBaaluuは、全員の大きな努力がデリ宣言として実り、この会議を気候変動との戦いの大きな一歩にしたと述べた。同議長は、午後8時54分、会議の閉会を宣言した。

COP-8の簡単な分析

交渉の二分化

デリを初めて訪れるものは、二つに分かれたこの町の矛盾性に驚かされる場合が多い。オールドデリの町は、狭い街路が迷路のようになり、巨大なニューデリの大通りとは全く

対照的となっている。しかしオールドデリも、ニューデリも、交通量の多い通りや、喧騒の市場、分厚いスモッグなど、共通するものも多い。大気汚染削減のための一連の政策措置は、一定の成功を収めているが、問題はまだまだ残っている。

COP-8の交渉担当者も、地球規模での大気汚染に関する共通した懸念事項に対処しようという努力の中で、自身の矛盾が早くもさらけ出されるのに直面した。現実と想像、正と誤、といった二分化は、あらゆる問題のあらゆる部分で出てきたようである。特に、交渉担当者は、先進国と開発途上国の立場の違い、適応や緩和、UNFCCCと議定書、そして環境と開発での見解の相違と、取り組むこととなった。

先進国/途上国

多くの問題でおきる先進国と開発途上国の立場による違いは、COP-8でも明白であった。先進国/開発途上国の二分化が崩れ、非附属書I諸国内でさまざまな利害が表面化することを多くの国が希望していた。そうなれば、附属書I諸国の定められた立場に基づき、約束の拡大化への対話を開始するという、デリ宣言の採択も容易となっていた。ところが、そのような宣言書を良しとする非附属書I諸国の声は、適応に焦点をあてた宣言書を良しとする、より強力な開発途上国の声に、追いやられてしまった。

デリ宣言の最初の原稿は、適応を強調し、京都議定書には一回も言及しておらず、G-77/中国の議長を務めるOPECのメンバー国を喜ばせるものであった。一部の交渉担当者は、他の宣言書や文書の一部を単にまとめただけではないかと主張した。この宣言書原稿の公開で、各出席者は、Baaluu COP-8議長のリーダーシップに疑問を持ち始めた。

閣僚ならびに代表団長によるデリ宣言についての非公式協議は、「不可能」とか「懸命の」などさまざまに表現されていた。協議自体は、大体のところ先進国/開発途上国の線に沿って分けられていたが、一つだけ重要な例外があった。米国は、G-77/中国の立場を支持していると伝えられ、最終のプレナリーでは、対話の開始どころか、いかなるフォローも呼びかけないこの宣言書に全面的な満足の意を表明した唯一の附属書I国となった。その結果、米国は、閉会プレナリーで、ナイジェリアから深謝の表明を受けることとなった。うわさでは、米国は、これまでの約束拡大を良しとする立場にもかかわらず、議定書についての米国の評判やら、テロとの戦いに開発途上国との連携が必要なことから、弱腰の宣言書の方が、強力なものよりも都合が良いと考えたとのことである。

一方、政策措置に関する決議書草案の交渉は、ほぼ完全に両極に分かれた。先進国は、開発途上国でのP&Msに関する自主的な情報交換を可能にする条項を挿入しようと、開発途上国は、P&Msの悪影響を最小限にする必要性に重きを置くことを主張した。G-77/中国は、議定書2.3条に関する交渉の進展がないことから、ある時点以後は交渉を拒

否した。悪影響について妥協する意思のない先進国は、P&Ms についての考察を COP-9 まで延期することを認めた。

適応／緩和

また COP-8 は、適応や緩和の特質についての主張や反論でも特徴づけられることとなった。一部の締約国が、適応や緩和を「同じコインの裏表」と見る一方で、他のものは、緩和と適応は別々な問題であり、緩和が先進国に適用されるのに対し、適応は開発途上国に適用されると主張した。デリ宣言の中で、適応と緩和のバランスをとろうとする試みは、明らかに失敗だったが、この 2 分化がもたらした困難は、他の問題での交渉にも影響をおよぼした。

非附属書 I 国別報告書に対するガイドラインの改善の議論は、ある一つの附属書 I 締約国が、議長の文書の中で適応と緩和の報告必要事項のバランスを反映するようにと提案したことから、始まった。締約国は、「should」の代わりに「shall」を使うかどうかどころか、何を報告するかについても、なかなか意見が一致しなかった。開発途上国は、自国の適応ニーズを報告することには関心を示したが、国別報告書の内容と比較可能性を向上させると、開発途上国がそのような要求される情報の提供を怠った場合の資金の確保を困難にする可能性があるとした。さらに、開発途上国の排出や能力に関する質の高い情報は、約束の拡大に道を開く可能性があった。この関係で、G-77/中国は、国別報告書の自主的な審査という EU 提案を妨害することに成功した。結局、締約国は、非附属書 I 諸国の立場により近い議長の妥協文書を採用した。

一方、政策措置が開発途上国にもたらす悪影響の問題は、G-77/中国が、COP-8 において、緩和ではなく開発途上国での適応問題に出席者の関心の集中を確保するために、利用された。G-77/中国は、緩和に現在の約束実施という意味だけを投げかけ、P&Ms での協議では、附属書 I 締約国の排出が引き続き増加しており、これら諸国の政策措置が悪影響を最小限にするように設定されていないことを、繰り返し指摘した。気候変動に地球規模での緩和が伴わない限り、適応は最終的には無意味であるという、大半の附属書 I 締約国および一部の気候変動から特に脅威を受けている開発途上国が行った論旨は、G-77/中国の指導者たちにはあまり影響を与えなかったようである。

UNFCCC/議定書

オーストラリアと米国は、昨年、議定書が UNFCCC の目的とはある意味で相反するものであるかのように行動し、気候変動の交渉に新たな 2 分化をもたらした。米国による議定書の否認は、特に害が大きく、COP-8 では、米国代表団が、デリ宣言以外にもいくつかの議定書の問題の進展に干渉してきたと、多くのオブザーバーが指摘している。

たとえば、米国代表団は、クリーンなエネルギーの貿易問題

についての議論に大きな影響を与えた。カナダがクリーンなエネルギーに関して行った本来の提案は、同国によるクリーンなエネルギーの米国向け輸出で生じた環境上の便益に割当単位を与えるというものであった。大半の締約国は、ボンでの SB-16 でこの提案に反対したが、米国は大きな例外であった。COP-8 で、クリーンなエネルギーでの貿易の役割を分析することを要請しただけの新しいカナダ提案に米国が反対した際、米国は、カナダの批准を思いとどまらせようとしているのだと考えざるを得ないとするものもいた。他のもっと同情的なオブザーバーは、米国は、SB-16 の議題の協議で、G-77/中国がカナダ提案に結び付けている悪影響に関する議論が起きることに反対したのだと、受け取った。どちらにしても、クリーンなエネルギーに関する議論は具体的な結論書には至らなかったが、カナダは、これによって議定書を批准すると同国首相の決意がそがれるという兆候を示していない。

環境/開発

COP-8 を特徴づけた、もう一つの 2 分化は、環境/開発に関するものであった。WSSD で各国は、この 2 分化が誤りである点で合意し、持続可能な開発の概念を受け入れた。

しかし、COP-8 のハイレベルラウンドテーブルでは、締約国が持続可能な開発について同じ理解を共有していないことが明白になった。多くのアフリカ諸国は、貧困を気候への脆弱性に結びつけ、開発は、健全な環境管理に依存していると主張した。一方、他の開発途上国は、貧困撲滅を新たな約束への反論に利用し、経済発展は資金や技術面での資源をもたらすことから、健全な環境管理には開発が必要であると主張して、米国はこれを支持した。

また、環境/開発での 2 分化は、CDM の下での LULUCF に関する議論でも見られた。ハイレベルラウンドテーブルでは、少なくとも一つの中南米国が、新規植林や再植林を自国の開発計画の一部と考えていることを明らかにした。しかし、このような形で環境と開発を結びつけることを、全ての国が受け入れているわけではない。一部の国は、吸収プロジェクトが真の開発を表すものではないとし、議定書の環境上の完全性を損なう可能性があるとして主張した。結果として、締約国は、COP-8 では、CDM に基づく吸収プロジェクトの定義や規則について意見が一致しないまま終わった。

結論書

COP-8 は、全般的な成功とは言いづらいが、まったくの失敗を意味するわけでもない。出席者はデリ宣言に関して合意に達したが、意見の 2 分性を払いのけたわけではない。これら意見の 2 分は、将来の交渉でも再登場してくるのは間違いない。さらに、交渉担当者たちは、気候変動特別基金に関する追加ガイダンスを提供できなかったし、その上、政策措置やクリーンなエネルギーの貿易そして悪影響に関して、具体的な結論で合意することができなかった。これらは、すで

にSB-18での議題となっている。

プラスの側では、現在の約束実施に関係する多くの議論が成功であった。特に、締約国は、CDMの規則や手続きで合意し、報告および審査(5条、7条、8条)のためのガイドラインを完成させ、LDC基金への追加ガイダンスを提供できた。こういった重要なステップは、UNFCCCと議定書の両方の実施を進めることになる。さらに、デリ宣言自体は、将来の約束拡大に関する正式な対話を開始してはいないが、非公式な議論は始まっている。

COP-9までの会議予定

長期の気候政策:ここからどこへ?:この会議は、2002年11月21-22日英国ロンドンのチャタムハウスで開催される。このイベントは、国際問題王立研究所(RIIA)が気候戦略と協力して企画するものである。詳しくは:Georgina Wrightまで;電話:+44-0-207-957-5754;ファクシミリ:+44-0-207-322-2045;電子メール:conferences@riia.org;ホームページ:<http://www.riia.org>

ウィーン条約の第6回締約国会議とモントリオール議定書の第14回締約国会合::COP-6とMOP-14は、2002年11月25-29日、イタリアのローマで開催される。詳しくは:オゾン事務局;電話:+514-954-8219;ファクシミリ:+514-954-6077;電子メール:michael.graber@unep.org;ホームページ:<http://www.unep.org/ozone/mop/14mop/14mop.shtml>

持続可能なエネルギーに関するグローバルフォーラム第3回会合(GFSE-3):この会議は、2002年11月27-29日、オーストリアのGrazで開催される。GFSE-3は、農村部開発での公と民のパートナーシップに焦点を当てる。詳しくは:Irene Freudenschuss-Reichl, UNIDOまで;電話:+1-212-963-6890;ファクシミリ:+1-212-963-7904;電子メール:freudenschuss-reichl@un.org;ホームページ:<http://www.gfse.at/news.htm>

エネルギーと環境に関する国際会議(ICEE)::上海科学技術大学とジョージワシントン大学が企画するこの会議は、2003年5月22-24日、中国の上海で開催される。詳しくは:Daoping Liuまで;電話:+86-21-6568-9564;ファクシミリ:+86-21-6568-0843;電子メール:dpliu@online.sh.cn;ホームページ:<http://www.gwu.edu/%7Eeem/ICEE/firstpagenew.htm>

国連気候変動枠組条約補助機関の第18回セッション:UNFCCC補助機関の第18回セッションは、2003年6月2-13日、ドイツのボンで開催される。詳しくは:UNFCCC事務局;電話:+49-228-815-1000;ファクシミリ:+49-228-815-1999;電子メール:secretariat@unfccc.int;ホームページ:<http://www.unfccc.int/>

国際太陽エネルギー協会(ISES)太陽光の世界会議 2003::

この会議は2003年6月14-19日スウェーデンのGöteborgで開催される。詳しくは:電話:+46-243-19070;ファクシミリ:+46-23-778701;電子メール:SEAS@du.se;ホームページ:www.hvac.chalmers.se/seas/

地球システムモデル化に関する国際会議:この会議は、2003年9月15-19日、ドイツのハンブルグで開催される。詳しくは:Max Planck Institute for Meteorology;電話:+49-40-41173-311;ファクシミリ:+49-40-41173-366;電子メール:mpi-conference2003@dkrz.de;ホームページ:<http://www.mpimet.mpg.de>

気候変動に関する世界会議:この会議は、2003年9月29日から10月3日、ロシアのモスクワで開催される。詳しくは:会議事務局;電話/ファクシミリ:+95 252-0708;電子メール:wccc2003@mecon.ru;ホームページ:<http://www.meteo.ru/wccc2003/econ.htm>

大気汚染 2003 - 大気汚染モデル化、モニタリング、管理の第11回11TH 国際会議:この会議は、2003年9月17-19日、イタリアのカタニアで開催される。詳しくは:会議事務局;電話:+44-0-238-029-3223;ファクシミリ:+44-0-238-029-2853;電子メール:shobbs@wessex.ac.uk;ホームページ:<http://www.wessex.ac.uk/conferences/2003/air03/index.html>

国連気候変動枠組条約第9回会合(UNFCCC COP-9):UNFCCCの第9回締約国会議は、2003年12月1-12日、イタリアのミラノで開催される。詳しくは:UNFCCC事務局;電話:+49-228-815-1000;ファクシミリ:+49-228-815-1999;電子メール:secretariat@unfccc.int;ホームページ:<http://www.unfccc.int/>
